

第5回笠間市・友部町・岩間町合併協議会次第

日 時 平成17年6月2日(木)

午後4時から

場 所 笠間市中央公民館

(笠間市石井2068-1)

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

協議第26号 新市の市章について

(2) 報告事項

報告第17号 平成16年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会予算の決算報告について

報告第18号 平成17年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会補正予算(第1号)について

報告第19号 事務事業の調整について{(統計業務, 広報広聴業務, 住民業務, 社会福祉業務, 障害者福祉業務, 国民健康保険業務(医療福祉費支給事業のみ))}

4 その他

5 閉 会

目

次

(1) 協議事項

協議第 2 6 号	新市の市章について	1
-----------	---------------------	---

(2) 報告事項

報告第 1 7 号	平成 1 6 年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会予算の決算報告について	7
-----------	--	---

報告第 1 8 号	平成 1 7 年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会補正予算 (第 1 号) について	1 5
-----------	--	-----

報告第 1 9 号	事務事業の調整について { (統計業務 , 広報広聴業務 , 住民業務 , 社会福祉業務 , 障害者福祉業務 , 国民健康保険業務 (医療福祉費支給事業のみ) }	1 9
-----------	--	-----

協議第 2 6 号

新市の市章について

新市の市章公募方法について，別紙（案）のとおり行うことについて，承認を求める。

平成 1 7 年 6 月 2 日提案

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

市章公募について（案）

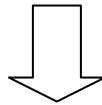
新市の市章については，第 2 回合併協議会において，『慣行の取り扱いについて』の中の調整方針で，「新市において新たに制定するものとする。」ことが確認されており，新市発足時に職務執行者がこれを定めるため，合併 P R を兼ね広く一般公募による募集を行い，あらかじめ合併協議会において選定し決定しておくものとする。

選定方法

- 合併協議会において，募集要項等を決定の上募集を行い，市章候補作品をあらかじめ小委員会において候補作品を選定し，合併協議会において協議決定する。

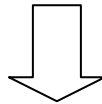
1．第 1 次選定

県立笠間高等学校工芸・デザインコース生徒のボランティアにより，市章候補作品を 5 0 点程度に選定



2．第 2 次選定

合併協議会から付託された小委員会において，候補作品を 1 0 点程度に選定



3．合併協議会において決定

小委員会で選定された 1 0 点の中から，協議会委員の協議により最優秀賞（採用作品）1 点，優秀賞 4 点を選定する。協議による選定が困難な場合は，協議会委員全員による投票（各委員 1 作品）を行い，議長を含めた出席委員の過半数の得票数をもって最優秀賞（採用作品）とする。過半数に達しなかった場合には，上位 2 作品で再投票を行い，過半数を獲得した作品を採用する。

笠間市市章募集要項（案）

（趣旨）

第 1 条 この要項は，笠間市，友部町及び岩間町の 1 市 2 町が平成 1 8 年 3 月 1 9 日に合併して誕生する笠間市の市章を決定するにあたり，笠間市の将来像「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間市」にふさわしい市章を制定することを目的とする。

（募集内容）

第 2 条 新しく誕生する笠間市にふさわしいデザインで，以下のとおりとする。

- （ 1 ）笠間市の将来像「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間市」にふさわしいデザインであること。
- （ 2 ）市旗，バッジ，看板，封筒などにも使用出来るデザインであること。
- （ 3 ）用紙の地色を含め 4 色以内とする。なお，グラデーション（ぼかし，濃淡）で表したものは不可とする。
- （ 4 ）自作の未発表作品であること。
- （ 5 ）他市町村の市町村章，商標，マークなどに類似していないこと。

（募集方法）

第 3 条 募集方法は，一般公募とする。

（応募方法等）

第 4 条 応募の条件，方法等については，次のとおりとする。

- （ 1 ）応募資格は問わない。また，同一人の応募は，何点でも可とする。
- （ 2 ）募集期間は，平成 1 7 年 7 月 1 日（金）から平成 1 7 年 8 月 1 0 日（水）（郵送の場合，当日消印有効）とする。
- （ 3 ）応募は，応募用紙又は縦横 1 5 c m の枠を書いた A 4 白色用紙を縦長で使用し，枠外に天地を明示する。用紙一枚につき 1 作品とする。
- （ 4 ）応募作品の下部に，「デザイン説明」「住所」「氏名（ふりがな）」「年齢」「性別」「職業・学校名」及び「電話番号」を記載することとする。
- （ 5 ）応募は，持参又は封書による郵送とする。（ F A X ，電子メールは不可）

（周知の方法）

第 5 条 市章募集の周知は，協議会だより，合併協議会及び 1 市 2 町のホームページ等により行うものとする。

（選定方法）

第 6 条 合併協議会において，応募された作品の中から 5 点を選定し，協議のうえ，最優秀賞（採用作品）1 点，優秀賞 4 点を決定するものとする。

（賞金）

第 7 条 最優秀賞（採用作品）1 点，優秀賞 4 点の賞金は次のとおりとする。

- （ 1 ）最優秀賞（採用作品） 1 点 2 0 万円
- （ 2 ）優秀賞 4 点 3 万円

受賞者が未成年の場合は、現金は保護者に代理授与するものとする。

(入賞発表)

第8条 結果については「合併協議会だより」「合併協議会ホームページ」等で発表するとともに、入賞者には別途通知するものとする。

(権利の帰属等)

第9条 権利の帰属等については、次のとおりとする。

(1) 採用作品に関する一切の権限は、笠間市・友部町・岩間町合併協議会及び合併後の笠間市に帰属する。

(2) 応募作品は返却しない。

(3) 採用作品の使用にあたっては、作品を修正又はモノクロで利用する場合がある。

附 則

この要項は、平成17年6月2日から施行する。

笠間市市章候補選定小委員会規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、笠間市市章候補選定小委員会（以下「小委員会」という。）を設置するため、笠間市・友部町・岩間町合併協議会（以下「協議会」という。）小委員会設置規程第 2 条の規定に基づき、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第 2 条 小委員会は協議会から付託された次に掲げる事項について調査し、又は審議するものとする。

- （ 1 ） 笠間市市章の候補の選定に関すること。
- （ 2 ） その他笠間市市章候補の選定に関し必要な事項。

（組織）

第 3 条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 小委員会の委員は、協議会の会長が協議会の委員のうちから各市町ごとに 2 名を指名し、6 名の委員をもって組織する。

（役員）

第 4 条 小委員会に次の役員を置く。

- （ 1 ） 委員長 1 名
- （ 2 ） 副委員長 1 名

2 役員は、小委員会の委員の互選により定めるものとする。

3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、3 分の 2 以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

（関係者等の出席）

第 6 条 小委員会は、必要に応じて関係者、専門家等の出席を求めることができる。

（報告）

第 7 条 委員長は、小委員会における調査又は審議の経過並びにその結果について、協議会に報告しなければならない。

（庶務）

第 8 条 小委員会の庶務は、笠間市・友部町・岩間町合併協議会規約第 1 2 条第 1 項に規定する協議会の事務局において処理する。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 6 月 2 日から施行する。

笠間市「市章」候補選定小委員会名簿

市 町 名	氏 名	備 考
笠 間 市		
友 部 町		
岩 間 町		

報告第 17 号

平成 16 年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会予算の決算報告について

平成 16 年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会予算の決算書を調製したので、監査委員の意見を付して報告する。

平成 17 年 6 月 2 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会 長 磯 良 史

平成16年度 歳入歳出決算書

自 平成 17年 2月 21日

至 平成 17年 3月 31日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

平成16年度 笠間市・友部町・岩間町合併協議会決算総括表

(単位 : 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算に対する比較増減	予算額に対する決算額の比率
歳 入	15,001,000	15,000,000	1,000	99.9%
歳 出	15,001,000	9,275,440	5,725,560	61.8%
差 引 残 高		5,724,560	5,724,560	

歳 入 (単位: 円)

款	項	目	予 算 現 額				調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠損額	収 入 未済額	備 考
			当 初 予 算 額	計	区 分	金 額					
1 負担金			15,000,000	15,000,000			15,000,000	15,000,000	0	0	
	1 負担金		15,000,000	15,000,000			15,000,000	15,000,000	0	0	
		1 負担金	15,000,000	15,000,000	1 負担金	15,000,000	15,000,000	15,000,000	0	0	合併協議会負担金 笠間市 5,000,000 友部町 5,000,000 岩間町 5,000,000
2 諸収入			1,000	1,000			0	0	0	0	
	1 諸収入		1,000	1,000			0	0	0	0	
		1 諸収入	1,000	1,000	1 預金利子	1,000	0	0	0	0	
歳 入 合 計			15,001,000	15,001,000		15,001,000	15,000,000	15,000,000	0	0	

歳 出

(単位:円)

款	項	目	予 算 現 額						支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	備 考	
			当初予算額	流 用	計	節		細 節					
						区 分	金 額	金 額					
1 事業費			10,205,000		10,205,000				5,656,554		4,548,446		
	1 事業推進費		10,205,000		10,205,000				5,656,554		4,548,446		
		1 事業推進費		10,205,000		10,205,000				5,656,554		4,548,446	
			1 報酬				532,000	532,000	494,100		37,900	委員等報酬	
			9 旅費				40,000	40,000	0		40,000		
			1 1 需用費				4,534,000		3,810,600		723,400		
				食糧費					1,037,000	313,743		723,257	協議会・幹事会飲料水等
				印刷製本費					3,497,000	3,496,857		143	協議会だより印刷代等 1款1項1目13節より流用(1,427,000円)
			1 2 役務費				1,195,000	1,195,000	1,194,354		646	新聞折込手数料 1款1項1目13節より流用(52,000円)	
			1 3 委託料				3,894,000	3,894,000	157,500		3,736,500	1款1項1目11節へ流用(1,427,000円) 1款1項1目12節へ流用(52,000円) 会議録作成委託料	
1 4 使用料及び賃借料				10,000	10,000	0		10,000					
2 総務費			4,252,000	544,000	4,796,000				3,618,886		1,177,114		
	1 総務管理費		4,252,000	544,000	4,796,000				3,618,886		1,177,114		
		1 事務局費		4,252,000	544,000	4,796,000				3,618,886		1,177,114	
			3 職員手当等				2,204,000	2,204,000	2,203,021		979	職員時間外手当 2款1項1目14節より流用(148,000円) 3款1項1目より充用(544,000円)	
			4 共済費				10,000	10,000	0		10,000		
			7 賃金				136,000	136,000	101,640		34,360	臨時雇賃金	
			9 旅費				58,000	58,000	10,400		47,600	普通旅費	
			1 1 需用費				840,000		657,154		182,846		
				消耗品費					800,000	642,514		157,486	上質紙・再生紙等
				食糧費					10,000	3,000		7,000	
				燃料費					30,000	11,640		18,360	住民説明会灯油代
			1 2 役務費				120,000		48,234		71,766		
				通信運搬費					110,000	48,234		61,766	電話料
				手数料					10,000	0		10,000	
			1 3 委託料				80,000	80,000	0		80,000		
			1 4 使用料及び賃借料				48,000	48,000	0		48,000	2款1項1目3節へ流用(148,000円)	
			1 5 工事請負費				500,000	500,000	82,005		417,995	電話回線新設工事	
			1 8 備品購入費				800,000	800,000	516,432		283,568	M Dレコーダー、I Cレコーダー等	
3 予備費			544,000	544,000	0			0		0			
	1 予備費		544,000	544,000	0			0		0			
		1 予備費		544,000	544,000	0	予備費	0	0	0	2款1項1目3節へ充用(544,000円)		
歳 出 合 計			15,001,000	0	15,001,000		15,001,000	15,001,000	9,275,440		5,725,560		

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

(単位:円)

区 分		金 額
1、歳 入 総 額		15,000,000
2、歳 出 総 額		9,275,440
3、歳 入 歳 出 差 引 額		5,724,560
4、翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	—
	(2) 繰越明許費繰越額	—
	(3) 事故繰越し繰越額	—
	計	—
5、実質収支額		5,724,560

平成17年5月9日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会 会 長 磯 良 史

笠間市・友部町・岩間町合併協議会事業概要

科 目	事 業 名	事 業 費	事 業 内 容	摘 要
第1款 事業費 第1項 事業推進費	笠間市・友部町・岩間町合併協議会 笠間市・友部町・岩間町合併協議会幹事会及び 専門部会等運営	5,656,554	1. 笠間市・友部町・岩間町合併協議会の開催状況 第1回 平成17年2月23日 出席委員(28名)監査委員(3名) 笠間市総合運動公園管理棟にて 第2回 平成17年3月2日 出席委員(29名) 友部町中央公民館体育室にて 第3回 平成17年 3月12日 出席委員(28名) 岩間町海洋センター体育館 第4回 平成17年 3月22日 出席委員(29名) 笠間市中央公民館会議室にて 2. 合併に関する住民説明会 平成17年3月19日 出席委員(26名) 1市2町各会場にて2回ずつ実施(住民参加総数505名) 3. 笠間市・友部町・岩間町合併協議会幹事会の開催状況 第1回 平成17年2月22日 出席幹事26名 第2回 平成17年2月28日 出席幹事26名 第3回 平成17年3月 8日 出席幹事26名 第4回 平成17年3月18日 出席幹事26名 4. 笠間市・友部町・岩間町合併協議会だよりの発行 第1回 平成17年3月10日 28,600部(新聞折込) 第2回 平成17年4月 2日 28,600部(新聞折込) 5. 笠間市・友部町・岩間町合併協議会ホームページ開設	
第2款 総務費 第1項 総務管理費	笠間市・友部町・岩間町合併協議会事務局運営	3,618,886	1. 事務局体制 局長,次長3名,職員8名 (内訳 笠間市派遣4名・友部町派遣4名・岩間町派遣4名 計12名) 2. 事務局運営 電話回線新設工事 備品購入(MDレコーダー,ICレコーダー等)	
第3款 予備費 第1項 予備費		0		

平成16年度 笠間市・友部町・岩間町合併協議会決算監査報告書

笠間市・友部町・岩間町合併協議会の平成17年2月21日から平成17年3月31日までの収入支出について、関係諸帳簿及び証拠書類に基づき、会計監査を実施したところ、いずれも適正であり決算書のとおり相違ないことを承認いたします。

平成17年5月9日

笠間市監査委員_____

友部町監査委員_____

岩間町監査委員_____

報告第 18 号

平成 17 年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会補正予算（第 1 号）について

平成 17 年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会補正予算（第 1 号）を編成したので報告し、承認を求める。

平成 17 年 6 月 2 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会

会 長 磯 良 史

平成17年度 笠間市・友部町・岩間町合併協議会補正予算（第1号）

平成17年度笠間市・友部町・岩間町合併協議会補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,224千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8,725千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成17年 6月 2日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

単位:千円

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
2 繰越金			4,500	1,224	5,724			
	1 繰越金		4,500	1,224	5,724			
		1 繰越金	4,500	1,224	5,724	1 繰越金	1,224	前年度繰越金 1,224
計			7,501	1,224	8,725			

2.歳 出

単位:千円

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1 事業費			4,710	600	5,310			
	1 事業推進費		4,710	600	5,310			
		1 事業推進費	4,710	600	5,310	1 3 委託料	600	庁舎構造検討委託料 600
2 総務費			2,486	624	3,110			
	1 総務管理費		2,486	624	3,110			
		1 事務局費	2,486	624	3,110	7 賃 金	278	臨時雇賃金 278
						1 1 需用費	346	消耗品費 346
計			7,501	1,224	8,725			

事務事業の調整について

下記業務の調整について別紙のとおり報告する。

業 務 名
・統計業務 ・広報広聴業務 ・住民業務 ・社会福祉業務 ・障害者福祉業務 ・国民健康保険業務（医療福祉費支給事業のみ）

平成 17 年 6 月 2 日

笠間市・友部町・岩間町合併協議会
会 長 磯 良 史

部会名	総務・企画	分科会名	統計	業務名	統計
項目番号	項目名	調整方針			
1	統計調査事業	現行のとおりとする。			
2	統計調査員	【 1 6 公共的団体等の取扱い】 【 1 7 補助金，交付金等の取扱い】			
2 - 2	団体				
3	統計書	笠間市，友部町の制度を再編し統一する。			
4	刊行，公表等	笠間市，友部町の制度を再編し統一する。			
5	常住人口調査	現行のとおりとする。			
6	市・町勢要覧	現行のとおりとする。			
7 - 1	茨城県統計協会	現行のとおりとする。			
7 - 2	茨城県農林水産統計協会	現行のとおりとする。			
7 - 3	茨城県都市統計事務協議会	笠間市の制度に統一する。			
7 - 4	県西都市統計事務研究会	笠間市の制度に統一する。			
8 - 1	負担金	【 1 6 公共的団体等の取扱い】			
8 - 2	補助金	【 1 7 補助金，交付金等の取扱い】			

部会名	企画・総務	分科会名	広報広聴	業務名	広報広聴
項目番号	項目名	調整方針			
1	広報紙発行事業	笠間市の制度を基本に再編し，新市において新たに創設する。			
2	他の広報事業	笠間市及び友部町の制度を基本に再編し，新市において新たに創設する。			
3	市（町）民からの陳情，請願等の受付・回答	笠間市の制度に統一する。			
4	市（町）政に対する意見，提案等	現行のとおりとする。			
5	市（町）政懇談会	現行のとおりとする。			
6					
6 - 1	行政相談	現行のとおりとする。			
6 - 2	行政相談委員	現行のとおりとする。			
7	刊行物	新市において，新たに発行する。			
8	負担金	【 1 7 補助金，交付金等の取扱い】			

部会名	住民・環境	分科会名	住民	業務名	住民
項目番号	項目名	調整方針			
1	窓口取扱業務	【 1 3 組織及び機構の取扱い】			
2	システム化の状況				
2 - 1	住民基本台帳ネットワーク	合併時に統一する。			
2 - 2	印鑑登録システム	合併時に統一する。			
2 - 3	外国人登録システム	合併時に統一する。			
2 - 4	戸籍事務	合併時に一部の業務を除き統一する。			
3	原簿の保管	合併時に統一する。			
4	各種証明書等の発行及び異動手続き				
4 - 1	処理方法	現行のとおりとする。			
4 - 2	手数料	【 1 5 使用料，手数料等の取扱い】			
5	各種申請書，証明書様式	合併時に統一する。			
6	窓口体制				
6 - 1	休日の対応	【 1 3 組織及び機構の取扱い】			
6 - 2	昼休みの対応	現行のとおりとする。			
6 - 3	窓口時間延長	笠間市及び友部町の制度を基本に再編し，合併時に新たに創設する。			
6 - 4	フロアマネージャー	【 1 3 組織及び機構の取扱い】			
7	消費者行政	現行のとおりとする。			
8	結婚相談員	廃止の方向で検討する。			
9	負担金・補助金等交付団体	【 1 6 公共的団体等の取扱い】 【 1 7 補助金，交付金等の取扱い】			

部会名	保健・福祉	分科会名	社会福祉	業務名	社会福祉
項目番号	項目名	調整方針			
1	災害見舞金	日赤事業，社会福祉協議会事業と調整し，合併時に縮小の方向で検討する。			
2	災害弔慰金	現行のとおりとする。			
3	災害障害見舞金	現行のとおりとする。			
4	災害援護資金の貸付	現行のとおりとする。			
5	行旅病人及び死亡人の取扱い	現行のとおりとする。			
6	行旅困窮者（浮浪者等）移送の取扱い	制度は現行のとおりとし，合併時までに社会福祉協議会事業と調整する。			
7	日本赤十字社関連の事務処理	笠間市の制度を基本に再編し統一する。			
8	社会福祉法人への補助	【 1 6 公共的団体等の取扱い】 【 1 7 補助金，交付金等の取扱い】			
9	戦傷病者戦没者遺族等の援護関係各法に基づく各種請求の経由	現行のとおりとする。			
1 0	民生委員児童委員の状況	現行のとおり新市に引き継ぐものとする。			
1 1	民生委員児童委員協議会	【 1 6 公共的団体等の取扱い】 【 1 7 補助金，交付金等の取扱い】			
1 2	民生委員推薦会	合併時に新たに設置する。			
1 3	地域福祉基金	【 5 財産の取扱い】			
1 5	地域福祉計画	合併後速やかに策定する。			
1 6	生活保護システム	合併時までに笠間市のシステムを基本に構築する。			
1 7	地域福祉センター	【 5 財産の取扱い】			
1 8	関係協議会等	【 1 6 公共的団体等の取扱い】			

部会名	保健・福祉	分科会名	障害者福祉	業務名	障害者福祉
項目番号	項目名	調整方針			
1	心身障害者福祉センター運営事業	【5 財産の取扱い】			
2	障害者福祉ワークス運営事業	現行のとおり新市に引き継ぐものとする。			
3	知的障害者相談員	現行のとおり新市に引き継ぐものとする。			
4	身体障害者相談員	現行のとおり新市に引き継ぐものとする。			
5	在宅心身障害者福祉手当	現行のとおりとする。			
6	福祉手当				
6 - 1	特別障害者手当	現行のとおりとする。			
6 - 2	障害児福祉手当	現行のとおりとする。			
6 - 3	経過的福祉手当	現行のとおりとする。			
7	外国人高齢者及び重度障害者手当	合併時に笠間市の制度に統一する。			
8	重度心身障害者福祉タクシー利用助成事業	合併時に笠間市の制度を基本に統一する。			
9	難病患者見舞金支給事業	合併時に笠間市の制度を基本に統一する。			
10	身体障害者自動車改造費助成事業	現行のとおりとする。			
11	身体障害者運転免許取得費助成事業	現行のとおりとする。			
12	身体障害者等有料道路割引制度	現行のとおりとする。			
13	自動車税・取得税減免申請	現行のとおりとする。			
14	心身障害者生活ホーム運営補助事業	現行のとおりとする。			
15	重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	現行のとおりとする。			
16	障害者住宅整備資金貸付事業	現行のとおりとする。			
17	支援費制度	現行のとおりとする。			
18	在宅重度身体障害者訪問入浴サービス事業	当面は現行のとおりとし、合併後調整する。			
19	心身障害者扶養共済年金事業	現行のとおりとする。			
20	更生医療の給付事業	現行のとおりとする。			
21	障害者補装具給付事業	現行のとおりとする。			
22	障害者日常生活用具給付事業				

2 2 - 1	障害者日常生活用具給付事業	現行のとおりとする。
2 2 - 2	重度障害児，者日常生活用具給付事業	現行のとおりとする。
2 3	障害者更生訓練費給付事業	現行のとおりとする。
2 4	身体障害者就職支度金支給事業	現行のとおりとする。
2 5	進行性筋萎縮症者療養等給付事業	現行のとおりとする。
2 6	障害児親子通園事業	当面は現行のとおりとし，合併後調整する。
2 7	国営放送受信料免除又は半額免除申請証明	現行のとおりとする。
2 8	精神障害者ホームヘルプ事業	合併時に再編し，統一する。
2 9	精神障害者グループホーム事業	合併時に再編し，統一する。
3 1	精神障害者短期入所事業	合併時に再編し，統一する。
3 2	障害者手帳申請診断書助成事業	合併時に友部町の制度を基本に統一する。
3 3	難病患者等日常生活用具給付事業	合併時に笠間市の制度を基本に統一する。
3 4	難病患者等短期入所事業	合併時に笠間市及び友部町の制度を再編し統一する。
3 5 ～ 3 9	障害者社会参加促進事業	再編し継続する方向で調整する。
4 0	障害者ふれあい作品展実施事業	笠間市の制度に統一する。

部会名	保健・福祉	分科会名	国民健康保険	業務名	国民健康保険
-----	-------	------	--------	-----	--------

項目番号	項目名	調整方針
1 2	医療福祉費支給事務	
1 2 - 3	乳児医療費助成事業	笠間市の制度に統一する。
1 2 - 4	幼児医療費助成事業	笠間市の制度に統一する。
1 2 - 5	重度心身障害者医療費助成事業	現行のとおりとする。
1 2 - 6	母子・父子家庭医療費助成事業	笠間市の制度に統一する。
1 2 - 7	妊産婦医療費助成事業	笠間市の制度に統一する。